

## 就学援助制度のご案内

館林市教育委員会では、経済的な理由でお困りの保護者に対して、小学校・中学校での学校生活に必要な費用の一部を援助しています。

1 援助の内容・・・次の経費の全額または一部。下記の表は、当初からの認定になった場合の年額です。年度の途中で認定になった場合には、認定月以降の経費に対する支給となりますので、表の金額とは異なります。なお、下記のとおり新入学児童生徒学用品費については入学前の申請で認定になった場合は、入学前に支給します。

【支給内容と令和7年度支給予定額】

令和5年9月現在

支給項目	中学校	備考
給食費	実費	認定後、引き落としされません
学用品費	22,730円	途中認定は月割支給
新入学児童生徒学用品費 (1年生4月認定のみ)	63,000円	<u>入学前認定者及び4月認定者のみ対象</u> 5月以降の認定者には支給されません
通学用品費 (1年生4月認定以外)	2,270円	途中認定は月割支給
校外活動費(泊なし)	2,310円以内	学校行事としての活動に必要な交通費・見学科等の一部
校外活動費(泊あり)	実費	
修学旅行費	実費	修学旅行に直接必要な経費の一部
クラブ活動費	30,150円以内	クラブ活動、部活動に必要な経費の一部
P T A会費	4,260円以内	P T A会費(世帯で1回分の支給)
生徒会費	5,550円以内	生徒会費、児童会費、学級費
オンライン学習通信費	14,000円以内	家庭でオンライン学習を行う際の必要な通信費

※クラブ活動費の支給を受けるには、**領収書**の提出が必要となります。

(令和7年2月1日～令和8年1月31日までに購入したものが対象)

- 2 対象者・・・義務教育を受けることが困難であると判断される程度の経済状況であると市教育委員会の認める方(生活保護を受けている方に準ずる程度に困っている方)
- 3 認定の基準・・・下記の基準に該当する世帯(保護者)について、申請書類の審査を経て認定します。  
なお、入学前の認定は新入学児童生徒学用品費のみ対象の仮認定となります。

【該当する可能性がある方】

1	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止になった方
2	個人の事業税の減免、 <u>市県民税の非課税</u> ・減免、固定資産税の減免、国民健康保険税の減免・徴収の猶予、国民年金の保険料免除のいずれかの適用を受けている方
3	<u>児童扶養手当の支給を受けている方</u>
4	生活福祉資金の貸付を受けている方
5	日雇い労働を希望し、公共職業安定所に求職申込をしている方
6	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる方

その他、経済的な面からみた児童生徒の就学状況も加味して総合的に判断します。

(参考)	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
所得の目安	183万円程度	241万円程度	314万円程度	350万円程度

※あくまでも目安であり、家族の年齢や給与以外の収入状況で変動します。

※所得は、収入金額から所得控除額を差し引いた金額です。給与収入や給与手取り額とは異なります。

4 申請方法・・・ **令和6年11月8日（金）～同年12月13日（金）の期間に現在在籍している小学校で相談後に申請書を受け取り、必要書類を用意して学校へ提出してください。**

【注意】・入学前の認定となるためには、上記の期日までに提出いただく必要があります。

・なお、期限を過ぎてしまった場合は、4月に学校から通知される就学援助申請期間に申請し、認定されることにより、4月認定となり5月に新入学児童学用品費等を支給します。

・年度途中の申請の場合は、新入学児童学用品費は支給されません。

また、**申請書が提出された日**が基準となり、**さかのぼっての認定はできません。**

・審査結果通知は、郵送にて保護者あてに通知します。

・令和7年3月末日以前に館林市外に転出をする可能性があり、館林市立中学校に入学しない場合、入学前の申請はご遠慮ください。なお、新入学児童学用品費の入学前支給を受けた後に転出をした場合は、返還していただきます。

5 申請に必要なもの

(1) 必ず提出していただくもの

	書類名
1	就学奨励金交付申請書
2	就学援助制度の新規申請に関わる申請理由内容の確認について
3	世帯状況
4	就学奨励費にかかる収入額・需要額調書【 <u>生活費を共にしている方全員（別世帯の方も含む）を記載</u> 】
5	同意書
6	通帳の写し（口座番号、口座名義、支店名等が記載されているページ）

(2) 「令和6年1月2日以降に館林市に転入した方」、「生活費を共にしている方が館林市外に在住している」場合は、(1)の提出書類とあわせて下記の書類を提出してください。※該当しない方は提出不要

	書類名
1	令和6年度（=令和5年分）の『 <u>所得課税証明書</u> 』※令和6年1月1日にある住所地で取得してください

(3) 適用を受けている場合に(1)の提出書類とあわせて提出していただくもの

	書類名
1	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の決定通知書の写し
2	個人の事業税、固定資産税、国民年金保険料の免除承認通知書の写し
3	国民健康保険税の減免又は徴収猶予の決定通知書の写し
4	児童扶養手当証書の写し
5	生活福祉資金の貸付残高が確認できる書類（通知：貸付残高のお知らせ等）

6 入学前認定になった場合の支給の流れ

・入学前認定になった場合：新入学児童生徒学用品費のみ3月上旬頃に指定口座に振込みます。

・3月18日までに令和6年分の所得がわかる書類（源泉徴収票、確定申告書等）を入学する中学校に提出いただきます。令和6年分の所得で新入学児童生徒学用品費以外の支給項目についての審査を行います。

・入学後の審査で認定となった場合、最初の支給は5月下旬です。学校を通じての支給となります。

否認定となった場合は、5月以降の支給はありません。